

# いしかわ縁結びイベント登録団体募集要領

## 1 目的

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団（以下「財団」という。）は、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取組として、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する企業・団体等（以下「企業等」という。）を「登録団体」として募集し、社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目的とする。

## 2 登録団体の要件

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 本事業の趣旨に賛同して、非営利目的で出会いの場を提供できること。
- (2) 県内に活動拠点を有する企業等であること。
- (3) 結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を主たる業務とする企業等でないこと。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持もしくは反対することを目的としたものでないこと。
- (5) 暴力団または暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の統制下にある団体等でないこと。
- (6) 個人情報適切に管理できること。
- (7) その他、財団が適切であると判断すること。

## 3 登録団体の役割

登録団体は、以下のいずれかを行うこと。

- (1) 主に石川県内での出会いと結婚を希望する独身男女を対象とした、それぞれの特長を活かした婚活イベントや交流イベント等（以下「いしかわ縁結びイベント」という。）の企画・実施  
※いしかわ縁結びイベントの実施にあたっては、別に定める「いしかわ縁結びイベント実施要領」を参照すること。
- (2) その他出会いの機会の提供

## 4 登録団体の登録等

### (1) 登録

- ① 登録団体への登録を希望する企業等は、財団が有するWebサイト（以下「財団Webサイト」という。）上の応募フォームから必要事項等を入力し、申し込む。
- ② 合わせて、企業等は、財団Webサイトから様式をダウンロードし、登録申込書（様式1）、誓約書（様式2）等に必要事項を記載し、以下の書類と合わせて財団に提出する。

- ・定款またはこれに代わるものの写し（団体の概要、従業員数等が分かるものであればパンフレット等で可）
  - ・イベント実施実績（既に主催したイベントがある場合。チラシ等で可）
- ③ 財団は、申込内容と提出された登録申込書、誓約書等の内容を確認し、登録団体として適当であると認めた場合は、企業等に対して、登録証（様式3）を交付するとともに、財団Webサイト上に企業等の情報を掲載する。

#### (2) 登録期間

登録削除の申出がない限り、登録を継続する。

#### (3) 登録内容の変更及び削除

変更（削除）届を作成（様式自由）のうえ、財団に提出する。

#### (4) 登録の取消

本要領に規定する事項が遵守されないときは、登録を取り消す場合がある。

なお、この場合は、財団Webサイト上で団体名及び取消理由を公表する。

#### (5) 費用等

登録料や手数料は無料とする。ただし、登録申込やその他手続きに必要な費用は申込者の負担とする。

## 5 個人情報の保護

本制度の実施にあたって、登録団体は、知り得た個人情報の保護については、個人情報保護に関する法律及び誓約書の別紙1「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

## 6 禁止事項

登録団体に対して、いしかわ縁結びイベントの実施にあたり以下の行為を禁止する。

- (1) 他人の名誉・信頼等を侵害する行為
- (2) 政治活動、宗教活動、営業活動、またはそれらにつながる行為あるいは公序良俗に反する行為
- (3) 個人情報を第三者に開示・漏えい・利用（インターネット・SNS等への投稿などを含む。）する行為
- (4) 本事業の運営を妨害しようとする行為
- (5) 許可なく財団の名称を使用する行為
- (6) その他、財団が不適切と判断する行為

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

様式 1

## いしかわ縁結びイベント登録団体 登録申込書

令和 年 月 日

(公財) いしかわ結婚・子育て支援財団 御中

団 体 名  
代表者氏名

いしかわ縁結びイベント登録団体募集要領の趣旨に賛同し、下記のとおり登録を申し込みます。

### 記

1 団体の所在地等

(〒      ー      )

- ・住所
- ・電話

2 担当者 (部署)

- ・所属
- ・ふりがな氏名
- ・電話
- ・F A X
- ・メールアドレス

3 団体の概要

- ・業種等

(注 1) 定款や規約等、団体の概要が分かるものを添付してください。

4 登録要件

- 以下の団体にはあたりません。
- ・宗教法人
  - ・政治団体
  - ・暴力団又は暴力団員の統制下にある団体

5 情報の公開

- 財団W e b サイト等で登録団体を紹介するための基礎情報として、この申込内容を利用することに同意します。

様式2

## 誓約書

(公財) いしかわ結婚・子育て支援財団 理事長 殿

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団（以下「財団」という。）のいしかわ縁結びイベント登録団体の業務を遂行するにあたり、「いしかわ縁結びイベント登録団体募集要領」及び下記の事項を遵守することを、ここに誓います。

## 記

- 1 少子化対策と地域社会の安定的発展に資するため、公的機関としての財団の設立目的や趣旨を理解し、コンプライアンスを遵守するとともに誠実に活動します。
- 2 財団の信用・品位を傷つけたり、財団が不利益を被ることはしません。
- 3 いしかわ縁結びイベントを実施する場合には、「いしかわ縁結びイベント実施要領」に基づき誠実に実施します。
- 4 社会通念に照らして適当ではない行為や商品の販売・販売の斡旋及び当事業以外の業務への勧誘などの事業趣旨を逸脱する活動は行いません。
- 5 別紙1「個人情報の取扱いに係る特記事項」の内容を遵守します。
- 6 故意又は過失により上記各項の誓約に違反し、石川県、財団又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。
- 7 業者等に「いしかわ縁結びイベント」に係る業務を委託する場合には、登録団体と同様に、「いしかわ縁結びイベント登録団体募集要領」「いしかわ縁結びイベント実施要領」で定める事項（別紙1「個人情報の取扱いに係る特記事項」含む）及び当誓約書で誓約を求める事項を遵守させます。また、当該業者等が違反した場合、前項に準じて賠償します。

上記項目に違反した場合、登録団体を辞退します。また、上記項目に違反したと財団が判断した場合、登録団体としての登録を取り消されることを了承します。

以上

令和 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

## 個人情報の取扱いに係る特記事項

## (趣旨)

第1 「いしかわ縁結びイベント」登録団体代表者（以下「乙」）は、個人情報の保護の重要性を認識し、「いしかわ縁結びイベント」（以下「イベント」という。）に係る事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、イベントに係る事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、漏えいし、又は不当な目的に利用してはならない。「いしかわ縁結びイベント登録団体」（以下「登録団体」という。）である間及び登録団体としての登録が解除された後においても同様とする。

2 乙は、イベントに係る事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、漏えいし、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## (適正管理)

第3 乙は、イベントに係る事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

## (従事者の監督)

第4 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

## (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、イベントに係る事務に関して知り得た個人情報を、該当するイベント開催の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、イベントに係る事務を行うため（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団理事長（以下「甲」）から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## (イベントに係る事務の委託)

第7 乙は、イベントに係る事務のうち個人情報を取り扱う事務について、業者等に委託し、又は下請させる場合には、個人情報の保護に関して甲が乙に求めるものと同様の措置を当該業者等に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第8 乙は、イベントに係る事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、該当のイベント終了後直ちに破棄、又は甲へ返却するとともに、報告書における個人情報破棄に同意しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第9 甲は、乙がイベントに係る事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこのイベントに係る事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

以上